

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 2 日

(公印省略)

各 位

(公社) 福岡県産業資源循環協会
事 務 局
TEL 092-651-1196

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの策定
について (お知らせ)

拝啓 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、厚生労働省より周知依頼がありましたのでご案内いたします。

労働安全衛生法第65条及び第65条の2においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者¹に義務付けており、作業環境測定を行うときには、その使用する作業環境測定士に実施させることまたは作業環境測定機関に委託して実施することを事業者¹に義務付けております。

今般、指定作業場において作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング (以下「個人サンプリング法」)を新たに規定するため、作業環境測定等が改正され、令和3年4月1日より施行されることとなりました。また、個人サンプリング法による作業環境測定を適切に実施するためにガイドラインも示されておりますので、お知らせいたします

本改正及びガイドラインについては、下記のホームページをご確認いただき、内容にご留意の上、適切にご対応くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

○ 厚生労働省ホームページ

… https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09446.html

以上